

# 医療法人愛生会 兼松病院 訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的及び運営の方針)

## 第1条

- 1 医療法人愛生会が開設する訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の事業は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じて可能な限り家庭での自立した生活を営むことが出来るように支援すること、そのための心身機能の維持回復を図ることを目的にサービスを提供する。
- 2 事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 3 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 4 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。但し、目標達成を持って終了するものであり、漫然と長期間に実施されるものではない。
- 5 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、自宅への閉じこもりを防止し、散歩や外出に積極的になるように働きかけ、外来通院、通所リハビリテーションに誘導し、さらに社会参加へとつなげていく。
- 6 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- 7 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
- 8 訪問リハビリテーション等の事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める者とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第2条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- 1 管理者 1名（常勤）  
医療法人愛生会兼松病院の病院長が兼務している。
- 2 医師 5名（常勤）専任配置 ※管理者1名含む
- 3 理学療法士又は作業療法士 1名以上（専任）
- 4 言語聴覚士 1名以上（必要に応じて配置）  
理学療法士等は、訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第3条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 原則として、1月1・2日を除く、月曜日から土曜日までとする。  
(ただし、利用者の依頼や都合によっては、この限りでない)
- 2 営業時間 午前9時から午後5時15分までとする。

(指定訪問リハビリテーションの利用及びその他の費用の額)

第4条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、鳴門市、板野郡の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第6条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、虐待防止のための指針を整備し、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止検討委員会を定期的で開催し、虐待等の発生防止、早期発見や虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。
  - (2) 虐待等防止に向けて、専任の担当者を配置するとともに、従業者に対する研修を定期的実施する。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。また、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(その他運営に関する重要事項)

第7条

- 1 従事者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従事者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とするものとする。
- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人 愛生会 兼松病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

改訂	平成29年11月1日
改訂	平成30年4月1日
改訂	平成30年8月1日
改訂	平成31年2月1日
改訂	令和2年1月1日
改訂	令和4年4月1日
改訂	令和6年4月1日